〇労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)

(金品の返還)

- 第23条 使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があった場合においては、7日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。
- 2 前項の賃金又は金品に関して争がある場合においては、使用者は、異議の ない部分を、同項の期間中に支払い、又は返還しなければならない。

(賃金の支払)

- 第24条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。 ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で 定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場 合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場 合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労 働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を 代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除し て支払うことができる。
- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第 89 条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

(労働時間)

- 第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

(休日)

- 第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければ ならない。
- 2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適 用しない。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

- 第37条 使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、 又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働について は、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範 囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなけれ ばならない。ただし、当該延長して労働させた時間が1箇月について60時間 を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時 間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなら ない。
- 2 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情 を考慮して定めるものとする。
- 3 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第1項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇(第39条の規定による有給休暇を除く。)を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。
- 4 使用者が、午後 10 時から午前 5 時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後 11 時から午前 6 時まで)の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 2 割 5 分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- 5 第1項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当そ の他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

〇最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)

(最低賃金の効力)

- 第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以 上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に 達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合に おいて、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。
- 3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。
 - 1月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で 定めるもの
 - 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるも の
 - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金
- 4 第1項及び第2項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しく は所定労働日の労働をしなかった場合又は使用者が正当な理由により労働者 に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかった場合において、労 働しなかった時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるも のではない。

〇下請代金支払遅延等防止法(昭和 31 年法律第 120 号)

(親事業者の遵守事項)

- 第4条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあっては、第1号及び第4号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。
 - ー 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を 拒むこと。
 - 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。
 - 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
 - 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
 - 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
 - 六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
 - 七 親事業者が第1号若しくは第2号に掲げる行為をしている場合若しくは 第3号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各 号の1に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委 員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取 引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
- 2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役 務提供委託をした場合にあっては、第1号を除く。)に掲げる行為をするこ とによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない。
 - 一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料(以下「原材料等」という。)を自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を対しくは一部を支払わせること。
 - 二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関 (預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引 を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
 - 三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容

を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に)給付をやり直させること。

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)

(定義)

第2条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業 を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理 人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者と みなす。

2~8 (略)

- 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当 する行為をいう。
 - ーから五 (略)
 - 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの
 - イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
 - ロ 不当な対価をもつて取引すること。
 - ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
 - 二 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
 - ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
 - へ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係に ある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事 業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社 の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制す ること。

(不公正な取引方法の禁止)

第 19 条

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〇特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法 (平成 16 年公正取引委員会告示第 1 号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号) 第2条第9項の規定に基づき、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合 の特定の不公正な取引方法を次のように指定する。

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法

- 1 特定荷主が、特定物流事業者に対し運送委託又は保管委託をした場合に、 次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - 一 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと。
 - 二 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金 の額を減じること。
 - 三 特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は 保管に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定める こと。
 - 四 正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、 又は役務を強制して利用させること。
 - 五 代金の支払につき、当該代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
 - 六 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、 特定物流事業者の利益を不当に害すること。
 - 七 特定物流事業者の運送若しくは保管の内容を変更させ、又は運送若しくは保管を行った後に運送若しくは保管をやり直させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
 - 八 特定物流事業者が前各号に掲げる事項の要求を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
- 2 特定荷主が前項に掲げる行為をしていた場合に、特定物流事業者が公正取 引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、 取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

備考

- 1 この告示において「特定荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう(下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第2条第4項に規定する役務提供委託に該当する場合を除く。)。
 - 一 資本金の額又は出資の総額が3億円を超える事業者であって、個人又は 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の事業者に対し物品の運送又 は保管を委託するもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が 1000 万円を超え3億円以下の事業者であって、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの
 - 三 前2号に掲げるもののほか、物品の運送又は保管を委託する事業者であって、受託する事業者に対し取引上優越した地位にあるもの
- 2 この告示において「特定物流事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。
 - 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下(資本金の額又は 出資の総額が3億円を超える事業者の子会社を除く。)の事業者であって、 前項第1号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託す るもの
 - 二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下(資本金の額又は出資の総額が 1000 万円を超える事業者の子会社を除く。) の事業者であって、前項第2号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの
 - 三 前2号に掲げるもののほか、前項第3号に規定する特定荷主から継続的 に物品の運送又は保管を受託する事業者であって、当該特定荷主に対し取 引上の地位が劣っているもの
- 3 事業者がその子会社に対し継続的に物品の運送又は保管を委託し、子会社がその運送委託に係る運送の行為又はその保管委託に係る保管の行為について再委託をする場合において、再委託を受ける事業者が、運送又は保管を委託する当該事業者から直接運送委託又は保管委託を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この告示の適用については、再委託をする事業者は特定荷主と、再委託を受ける事業者は特定物流事業者とみなす。
- 4 この告示において「代金」とは、事業者が他の事業者に対し物品の運送又は保管を委託した場合に受託した事業者の運送又は保管に対し支払うべき運賃又は料金をいう。
- 5 この告示において「子会社」とは、会社がその総株主(総社員を含む。以

下この項において同じ。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその1若しくは2以上の子会社又は当該会社の1若しくは2以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。